

石巻市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年11月27日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 安倍太郎

- 1 監査対象部課等 福祉部
福祉総務課、生活再建支援課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、市民相談センター、虐待防止センター及び福祉部所管の行政機関
- 2 監査期間 平成30年10月2日から同年11月27日まで
- 3 監査対象範囲 平成30年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成30年8月31日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成30年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況を試査したところ、一部の事務処理について、別紙のとおり指摘しました。
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
福祉総務課	団体事務	日本赤十字社宮城県支部石巻市地区に係る支出事務において、請求日（平成30年8月6日）及び預金払出日（同月10日）から支払日（同年9月10日）まで約1か月を要する等、預金払出後、速やかに支払われていない事案が見受けられた。
障害福祉課	契約事務	物品（公用車）購入契約において、仕様書上は契約金額に含めないとした費用（自賠責保険料34,820円）を契約金額に含めて処理したため、相手方への支払総額が自賠責保険料相当分少ない。